

平成 28 年 6 月 3 日
経 済 産 業 省

民間競争入札実施事業
石油産業情報化推進調査の実施状況について

I. 事業の概要

石油のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国にとって、石油危機が起こる可能性は常に存在しており、平常時から必要かつ十分な情報を収集することを目的として石油産業情報化推進調査事業で 3 調査（①石油製品需給動態統計調査（基幹統計調査：月次調査）、②石油輸入調査（一般統計調査：月次調査）及び③石油設備調査（一般統計調査：隔年年次調査））を実施している。

1. 事業の内容

(1) 調査の目的、公表等

①石油製品需給動態統計調査（以下「動態統計調査」という。）は石油製品の月間受入量・払出量、月末在庫量等から石油製品の需給の実態把握を、②石油輸入調査（以下「輸入調査」という。）は、我が国に輸入される原油の油種、性状、供給源等の動態把握を行い、二つの調査の集計結果を「石油統計速報」として、翌月末に資源エネルギー庁ホームページ上に公表しており、その確報である「石油統計確報（資源・エネルギー統計月報）」を翌々月中旬に、この確報の年間補正分を反映した「資源・エネルギー統計年報（石油）」を翌年 6 月に公表している。

③石油設備調査（以下「設備調査」という。）は、石油業者が有する貯油設備等の実態を調査し、調査結果概要を 9 月までに公表している。

(2) 詳細な業務工程

①上記動態統計調査及び輸入調査の業務工程は次のとおり。

- ・実査準備：調査対象名簿の整備・確定、調査協力依頼、調査関係用品の作成、印刷
 - ・実査：調査関係用品の発送、調査票の回収、督促等
 - ・審査：個表審査、サマリ審査
 - ・集計：結果表作成、要因分析
- を行い、その後の公表業務（速報・確報・年報）は、
- ア. 速報関連業務（月例業務）
 - ・公表原稿（結果表）の作成、確認等の実施、
 - ・公表数値の結果報告、確認等
 - イ. 確報関連業務（月例業務）は速報データとの差異を抽出し

- ・公表原稿の作成
- ウ. 年報関連業務（年間業務）
 - ・年間補正データの再集計
 - ・公表原稿の作成

②設備調査の業務工程は次のとおり。

- ・実査準備：調査協力依頼書の作成、記入要領・調査票の印刷、調査対象事業所の名簿作成、整備
- ・実査：調査票の発送・回収、督促等
- ・審査：個表審査
- ・集計：集計原稿（概要）の作成

2. 契約期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

3. 調査期間

- ・動態統計調査及び輸入調査は、平成26年3月分実績から平成29年2月分実績までの月次調査
- ・石油設備調査は平成26年実績と平成28年実績の年次調査（隔年調査）

4. 受託事業者

一般財団法人石油エネルギー技術センター（JPEC）【1者応札】

※入札参加者は1者であり、平成26年2月17日に開札を行ったところ、当該入札参加者が落札者となった。

II. 確保されるべき質の達成状況及び評価

平成26年度及び27年度における確保すべき質の達成状況及び評価は次のとおり。

1. 作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施

受託事業者は調査票回収、集計を開始するにあたって、「統計作業日程表案」を作成し、経済産業省（資源エネルギー庁及び調査統計部鉱工業動態統計室（基幹統計（生産動態統計調査）の主管課（注1））との調整の下、確定し、業務を実施している（別添1参照）。本業務を遂行するには確報原稿の確定作業と速報データの回収作業が毎月中盤に重なることからこの両作業を効率よく実施するために的確な人員配置を行うなど、創意工夫を施し、確実に業務を実施している。

また、統計結果の公表にあたっては、毎月、データ変動の要因分析を行い、資源エネルギー庁担当者との打合会（速報検討会）において内容説明を行った後、公表原稿の報告・提出を行っている。また、毎月の実施状況報告書もこの速報検討会後に提出している。

その他の業務として調査企業・事業所の統廃合に伴う名簿管理や事業所コードの登録・更新作業等も随時実施しており、情報セキュリティの確保策として事務室内に専用作業室を設け、電子ロック・顔認証システムを導入するなど、報告されたデータの情報漏洩防止対策も十分行われている。

注1) 調査統計部との協議は動態統計調査の石油製品需要は生産動態統計(生動)の生産数量を基本にして輸出入、在庫量等から算出されるため、生動の生産データの入手との日程調整が必要となっているため。

2. 調査の回収率 目標100%

・目標回収率の達成状況

毎月の速報データ回収にあたっては、各調査の記入要領に記載された調査票提出期限を超過した未提出の対象事業者に対して督促を行っており、平成26年度は毎月平均15件程度、平成27年度は同4件程度の督促件数となっている。【別添2参照】

また、設備調査（隔年調査）においては提出期限を越えた対象会社46社に対して督促を実施している。

この結果、月次調査である動態統計調査、輸入調査については回収率100%を達成しており、隔年調査である設備調査では91%の回収率となっている。

①石油製品需給動態統計調査

H26年													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回答調査対象数	320	322	322	322	322	322	322	322	322	323	324	319	3,862
回収調査票数	320	322	322	322	322	322	322	322	322	323	324	319	3,862
回収率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
H27年							H28年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回答調査対象数	318	324	323	324	324	324	326	326	326	326	328	328	3,897
回収調査票数	318	324	323	324	324	324	326	326	326	326	328	328	3,897
回収率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

②石油輸入調査

H26年													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回答調査対象数	27	27	27	27	28	28	28	28	28	28	28	28	332
回収調査票数	27	27	27	27	28	28	28	28	28	28	28	28	332
回収率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
H27年							H28年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回答調査対象数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	336
回収調査票数	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	336
回収率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

③石油設備調査

H26年				
対象事業者数	不明等	送付	回答	回収率
222	10	212	192	91

(参考) 平成24年度：対象事業者210、回収事業者179、(回収率85%)

3. 照会対応業務及び民間事業者からの改善提案

(1) 照会対応業務

動態統計調査及び輸入調査は調査年数が長く、毎月の実施となっているため、報告者からの問合せ・照会等はほとんどなく、調査票への記載方法等については十分周知されている。設備調査(平成26年度調査)においては記入要領に関して28件の問合せがあり、応答要領に基づき、電話、FAX等で回答対応している。

(2) 民間事業者からの改善提案

—専門的知識、ノウハウを活用したデータチェックの実施—

受託事業者は石油関係業務の経験豊富なスタッフを配置しており、一般的な単純集計やクロス集計にとどまらず、専門的知識、ノウハウを活かしたデータチェックの実施を提案し、調査票データの精度向上に大きく貢献している。

例1) 石油製品輸入量である品目(ガソリン、ナフサ等)の報告値がその油種に対して(その報告者として)大きすぎる(小さすぎる)場合、数量の記入ミスではないかと報告者に照会する。

例2) A会社の石油製品輸入報告でこの会社で取り扱うはずのない油種の量が記載されている場合、間違った油種の数量を記載していないか照会する。

このように受託事業者が疑義の生じた報告データについて報告者に照会し、報告者がデータ訂正に応じたケースは動態統計調査において、平成26年度233件(月平均19件)、平成27年度200件(月平均17件)となっている。

また、輸入調査においても同様に受託事業者から報告者に対して月4~5件程度の照会データチェックが行われている。輸入調査における主な照会項目は、

- ・動態統計調査票と輸入調査票間のデータの整合性がとれない場合
- ・原油の船積完了日と陸揚日が常識的な日数よりかけ離れて長かったり、短い場合
- ・輸入油種に対して積出港が通常と異なる場合や他国の港が記載されていた場合等となっている。(詳細は別添3のとおり)

このように受託事業者は調査票集計業務の実施において報告データの精度向上にむけて報告者への照会を行い、報告者もそれに応じて訂正するなど、月次調査において両者間の信頼性を高めるとともに、統計結果の精度向上にも大きく貢献している。

Ⅲ. 実施経費の状況

石油産業情報化推進調査（3調査）は平成14年に調査統計部から資源エネルギー庁に全て移管され、随意契約形式を経た後、平成18年度から一般競争入札（総合評価落札方式）に移行し、平成26年度から市場化テスト対象事業となった。本事業はこれまで一般財団法人石油エネルギー技術センター（JPEC）が一貫して受託しており、こうした経緯の下、平成26、27年度委託契約の支出額と市場化テスト前の委託金支出額とを比較するには、比較される各事業年度において石油情報システムの改修支出額に差異があることや市場化テストを期に緊急時運用に関する訓練事業（注2）が分離されたことなどから、単純な比較はできないものの決算額は次のとおりとなっている。

○市場化テスト開始前の経費（単年度平均）：	99,681千円
平成24年度：	103,078千円
平成25年度：	96,284千円
○市場化テスト実施後の経費（単年度平均）：	95,563千円
平成26年度：	93,125千円
平成27年度：	98,001千円
削減額：	4,118千円（約4.1%の削減）

注2) 石油備蓄義務者に対して、海外からの石油供給が滞った時を想定して、週末の在庫量等の報告を求める訓練を行っており、実際の緊急時が発生した場合、数週間にわたってデータ収集を行う事業であり、市場化テスト導入に伴い、分離されたもの。

Ⅳ. 評価

1. 事業実施状況の評価

受託事業者における事業の実施状況は、正確な集計とともにデータの精度確認照会を頻繁に実施するなど統計調査実施組織として報告業者の信頼に十分応えている。年間公表スケジュールにも確実に対応しており、そのために報告業者への督促も適宜実施している。特に、本調査のために開発された「石油情報システム」「時系列データ登録・閲覧システム」を活用して、集計データの変動要因の迅速な分析を行っており、これは行政側にとって公表内容の重要な補足説明資料となっている。

また、報告業者からのオンライン報告（暗号化メール利用等）にかかる業務効率化要望に対しても利便性向上の観点からその改修に努めるなど迅速かつ正確な統計公表に向け、確実に業務が実施されている。

2. 目標回収率の検証

これまで本事業における月次調査（動態統計調査、輸入調査）の調査票回収率はほぼ100%を維持しており、市場化テスト導入前における随意契約、一般競争入札導入時においてもこの回収率レベルが維持されていたことから、今回の民間競争入札要項においても100%の目標水準を設定した。

しかしながら、受託事業者の誠実な取組（督促、照会対応等）にもかかわらず、設備調査においては回収率100%が達成できず、隔年調査で1回限りの調査であることも勘案すると100%の設定は厳しかったものと判断している。

3. 実施経費

民間競争入札前の平成24、25年度の実施経費（単年度平均）は99,681千円と民間競争入札導入後の平成27、28年度の実施経費（単年度平均）95,563千円とを比較すると民間競争入札導入前の実施経費に比べ、4,118千円（約4.1%減）となっており、経費の削減が図られている。

V. 次期事業の方針

以上のとおり、1つの調査で目標回収率は達成できなかったものの、統計調査の目的に向けた受託事業者の取組状況は良好なものであり、実施経費も市場化テスト前と比較して4,118千円（約4.1%）の減額となっていることから民間事業者の取り組みは効果を上げていると言える。しかし、1者応札であったことから競争性の確保面では十分とはいえない結果となった。

したがって、1者応札を回避し、競争性を確保するため、次期事業においては設備調査の目標回収率の緩和や隔年調査を勘案して実施期間を3年から4年に延長する案も検討することとし、併せて次期事業者への引き継ぎ期間を確保するために早めの入札公告を検討しながら、引き続き市場化テストに基づく民間競争入札による事業を実施することとしたい。

平成26年度(2014年度)

確定版_統計作業日程表

(平成26年1月 ～ 平成27年3月)

年間補正号作成スケジュールは未記入。

平成26年度の資源・エネルギー統計速報及び確報の公表日は、今後修正されることがある。

作成 : 平成26年1月14日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

26.1 統計作業			26.2 統計作業			26.3 統計作業		
1	水		1	土		1	土	
2	木		2	日		2	日	
3	金		3	月	①	3	月	①
4	土		4	火	②	4	火	②
5	日		5	水	③	5	水	③
6	月	①	6	木	④	6	木	④
7	火	②	7	金	⑤ 12月確報締切	7	金	⑤ 1月確報締切
8	水	③	8	土		8	土	
9	木	④	9	日		9	日	
10	金	⑤ 11月確報締切	10	月	⑥ 11号入手	10	月	⑥ 11号入手
11	土		11	火	建国記念の日	11	火	⑦
12	日		12	水	⑦	12	水	⑧
13	月	成人の日	13	木	⑧	13	木	⑨ 確報原稿締切
14	火	⑥ 11号入手	14	金	⑨ 確報原稿締切	14	金	⑩ 1月確報公表
15	水	⑦	15	土		15	土	
16	木	⑧	16	日		16	日	
17	金	⑨ 確報原稿締切	17	月	⑩ 12月確報公表	17	月	⑪ 2月速報・輸入調査締切
18	土		18	火	⑪ 1月速報・輸入調査締切	18	火	⑫
19	日		19	水	⑫ 1月速報訂正締切	19	水	⑬ 2月速報訂正締切
20	月	⑩ 11月確報公表	20	木	⑬	20	木	⑭
21	火	⑪ 12月速報・輸入調査締切	21	金	⑭	21	金	春分の日
22	水	⑫ 12月速報訂正締切	22	土		22	土	
23	木	⑬	23	日		23	日	
24	金	⑭	24	月	⑮ 11号入手	24	月	⑮
25	土		25	火	⑯	25	火	⑯ 11号入手
26	日		26	水	⑰ 速報検討会	26	水	⑰
27	月	⑮ 11号入手	27	木	⑱	27	木	⑱ 速報検討会
28	火	⑯	28	金	⑲ 1月速報公表	28	金	⑲
29	水	⑰ 速報検討会	29			29	土	
30	木	⑱	30			30	日	
31	金	⑲ 12月速報公表	31			31	月	⑳ 2月速報公表

基準：11号入手は公表日の4営業日前迄。

速報締切は翌月第11営業日。速訂正締切は速報検討会(2者会)の5営業日前。公表は最終営業日。

確報締切(訂正)は翌々月第5営業日。確報公表日は生産動態統計調査公表日と同一日。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

26.4 統計作業			26.5 統計作業			26.6 統計作業		
1	火	①	1	木	①	1	日	
2	水	②	2	金	②	2	月	①
3	木	③	3	土	憲法記念日	3	火	②
4	金	④	4	日	みどりの日	4	水	③
5	土		5	月	こどもの日	5	木	④
6	日		6	火	振替休日	6	金	⑤ 4月確報締切
7	月	⑤ 2月確報締切	7	水	③	7	土	
8	火	⑥ 11号入手	8	木	④	8	日	
9	水	⑦	9	金	⑤ 3月確報締切	9	月	⑥ 11号入手
10	木	⑧	10	土		10	火	⑦
11	金	⑨	11	日		11	水	⑧
12	土		12	月	⑥ 11号入手	12	木	⑨ 確報原稿締切
13	日		13	火	⑦	13	金	⑩ 4月確報公表
14	月	⑩	14	水	⑧	14	土	
15	火	⑪ 確報原稿締切 3月速報・輸入調査締切	15	木	⑨ 確報原稿締切	15	日	
16	水	⑫ 2月確報公表(年間補正号)	16	金	⑩ 3月確報公表	16	月	⑪ 5月速報・輸入調査締切
17	木	⑬	17	土		17	火	⑫
18	金	⑭ 3月速報訂正締切	18	日		18	水	⑬
19	土		19	月	⑪ 4月速報・輸入調査締切	19	木	⑭ 5月速報訂正締切
20	日		20	火	⑫	20	金	⑮
21	月	⑮	21	水	⑬ 4月速報訂正締切	21	土	
22	火	⑯	22	木	⑭	22	日	
23	水	⑰ 11号入手	23	金	⑮	23	月	⑯
24	木	⑱	24	土		24	火	⑰ 11号入手
25	金	⑲ 速報検討会	25	日		25	水	⑱
26	土		26	月	⑯ 11号入手	26	木	⑲ 速報検討会
27	日		27	火	⑰	27	金	⑳
28	月	⑳	28	水	⑳ 速報検討会	28	土	
29	火	昭和の日	29	木	㉑	29	日	
30	水	㉑ 3月速報公表	30	金	㉒ 4月速報公表	30	月	㉑ 5月速報公表
31			31	土		31		

基準：11号入手は公表日の4営業日前迄。

速報締切は翌月第11営業日。速訂正締切は速報検討会(2者会)の5営業日前。公表は最終営業日。

確報締切(訂正)は翌々月第5営業日。確報公表日は生産動態統計調査公表日と同一日。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

26.7 統計作業			26.8 統計作業			26.9 統計作業		
1	火	①	1	金	①	1	月	①
2	水	②	2	土		2	火	②
3	木	③	3	日		3	水	③
4	金	④	4	月	②	4	木	④
5	土		5	火	③	5	金	⑤ 7月速報締切
6	日		6	水	④ 6月速報締切	6	土	
7	月	⑤ 5月速報締切	7	木	⑤ 11号入手	7	日	
8	火	⑥ 11号入手	8	金	⑥	8	月	⑥ 11号入手
9	水	⑦	9	土		9	火	⑦
10	木	⑧	10	日		10	水	⑧
11	金	⑨ 速報原稿締切	11	月	⑦ 速報原稿締切	11	木	⑨ 速報原稿締切
12	土		12	火	⑧ 6月速報公表	12	金	⑩ 7月速報公表
13	日		13	水	⑨	13	土	
14	月	⑩ 5月速報公表	14	木	⑩	14	日	
15	火	⑪ 6月速報・輸入調査締切	15	金	⑪	15	月	敬老の日
16	水	⑫	16	土		16	火	⑪ 8月速報・輸入調査締切
17	木	⑬	17	日		17	水	⑫
18	金	⑭	18	月	⑫ 7月速報・輸入調査締切	18	木	⑬ 8月速報訂正締切
19	土		19	火	⑬	19	金	⑭
20	日		20	水	⑭ 7月速報訂正締切	20	土	
21	月	海の日	21	木	⑮	21	日	
22	火	⑮ 6月速報訂正締切	22	金	⑯	22	月	⑮
23	水	⑯	23	土		23	火	秋分の日
24	木	⑰ 11号入手	24	日		24	水	⑯ 11号入手
25	金	⑱	25	月	⑰ 11号入手	25	木	⑰
26	土		26	火	⑱	26	金	⑱ 速報検討会
27	日		27	水	⑲ 速報検討会	27	土	
28	月	⑳	28	木	⑳	28	日	
29	火	㉑ 速報検討会	29	金	㉑ 7月速報公表	29	月	⑲
30	水	㉒	30	土		30	火	⑳ 8月速報公表
31	木	㉓ 6月速報公表	31	日		31		

基準: 11号入手は公表日の4営業日前迄。

速報締切は翌月第11営業日。速訂正締切は速報検討会(2者会)の5営業日前。公表は最終営業日。

速報締切(訂正)は翌々月第5営業日。速報公表日は生産動態統計調査公表日と同一日。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

26.10 統計作業			26.11 統計作業			26.12 統計作業		
1	水	①	1	土		1	月	①
2	木	②	2	日		2	火	②
3	金	③	3	月	文化の日	3	水	③
4	土		4	火	①	4	木	④
5	日		5	水	②	5	金	⑤ 10月確報締切
6	月	④	6	木	③	6	土	
7	火	⑤ 8月確報締切	7	金	④ 9月確報締切	7	日	
8	水	⑥ 11号入手	8	土		8	月	⑥ 11号入手
9	木	⑦	9	日		9	火	⑦
10	金	⑧	10	月	⑤	10	水	⑧
11	土		11	火	⑥	11	木	⑨ 確報原稿締切
12	日		12	水	⑦ 確報原稿締切	12	金	⑩ 10月確報公表
13	月	体育の日	13	木	⑧ 9月確報公表	13	土	
14	火	⑨ 確報原稿締切	14	金	⑨	14	日	
15	水	⑩ 8月確報公表	15	土		15	月	⑪ 11月速報・輸入調査締切
16	木	⑪ 9月速報・輸入調査締切	16	日		16	火	⑫ 11月速報訂正締切
17	金	⑫	17	月	⑩ 10月速報・輸入調査締切	17	水	⑬
18	土		18	火	⑪ 10月速報訂正締切	18	木	⑭
19	日		19	水	⑫	19	金	⑮ 11号入手
20	月	⑬	20	木	⑬	20	土	
21	火	⑭	21	金	⑭ 11号入手	21	日	
22	水	⑮ 9月速報訂正締切	22	土		22	月	⑯
23	木	⑯ 11号入手	23	日	勤労感謝の日	23	火	天皇誕生日
24	金	⑰	24	月	振替休日	24	水	⑰ 速報検討会
25	土		25	火	⑮	25	木	⑱
26	日		26	水	⑯ 速報検討会	26	金	⑲ 11月速報公表
27	月	⑱	27	木	⑰	27	土	
28	火	⑲	28	金	⑱ 10月速報公表	28	日	
29	水	⑳ 速報検討会	29	土		29	月	
30	木	㉑	30	日		30	火	
31	金	㉒ 9月速報公表	31			31	水	

基準： 11号入手は公表日の4営業日前迄。

速報締切は翌月第11営業日。速訂正締切は速報検討会(2者会)の5営業日前。公表は最終営業日。

確報締切(訂正)は翌々月第5営業日。確報公表日は生産動態統計調査公表日と同一日。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

調査統計グループと速報公表日が異なる場合がある。

27.1 統計作業			27.2 統計作業			27.3 統計作業		
1	木		1	日		1	日	
2	金		2	月	①	2	月	①
3	土		3	火	②	3	火	②
4	日		4	水	③	4	水	③
5	月	①	5	木	④	5	木	④
6	火	②	6	金	⑤ 12月確報締切	6	金	⑤ 1月確報締切
7	水	③	7	土		7	土	
8	木	④	8	日		8	日	
9	金	⑤ 11月確報締切	9	月	⑥ 11号入手	9	月	⑥ 11号入手
10	土		10	火	⑦	10	火	⑦
11	日		11	水	建国記念の日	11	水	⑧
12	月	成人の日	12	木	⑧	12	木	⑨ 確報原稿締切
13	火	⑥ 11号入手	13	金	⑨ 確報原稿締切	13	金	⑩ 1月確報公表
14	水	⑦	14	土		14	土	
15	木	⑧	15	日		15	日	
16	金	⑨ 確報原稿締切	16	月	⑩ 12月確報公表	16	月	⑪ 2月速報・輸入調査締切
17	土		17	火	⑪ 1月速報・輸入調査締切	17	火	⑫
18	日		18	水	⑫ 1月速報訂正締切	18	水	⑬
19	月	⑩ 11月確報公表	19	木	⑬	19	木	⑭
20	火	⑪ 12月速報・輸入調査締切	20	金	⑭	20	金	⑮ 2月速報訂正締切
21	水	⑫ 12月速報訂正締切	21	土		21	土	春分の日
22	木	⑬	22	日		22	日	
23	金	⑭	23	月	⑮ 11号入手	23	月	⑯
24	土		24	火	⑯	24	火	⑰ 11号入手
25	日		25	水	⑰ 速報検討会	25	水	⑱
26	月	⑮ 11号入手	26	木	⑱	26	木	⑲
27	火	⑯	27	金	⑲ 1月速報公表	27	金	⑳ 速報検討会
28	水	⑰ 速報検討会	28	土		28	土	
29	木	⑱	29			29	日	
30	金	⑲ 12月速報公表	30			30	月	㉑
31	土		31			31	火	㉒ 2月速報公表

基準: 11号入手は公表日の4営業日前迄。

速報締切は翌月第11営業日。速訂正締切は速報検討会(2者会)の5営業日前。公表は最終営業日。

確報締切(訂正)は翌々月第5営業日。確報公表日は生産動態統計調査公表日と同一日。

石油産業情報化推進調査(市場化テスト対象)の月次調査票督促実績について

別添2

◎石油製品需給動態調査

(H26年度)

年・月	調査月	督促件数
平成26年4月	平成26年3月分	24
平成26年5月	平成26年4月分	15
平成26年6月	平成26年5月分	12
平成26年7月	平成26年6月分	15
平成26年8月	平成26年7月分	20
平成26年9月	平成26年8月分	18
平成26年10月	平成26年9月分	15
平成26年11月	平成26年10月分	8
平成26年12月	平成26年11月分	12
平成27年1月	平成26年12月分	0
平成27年2月	平成27年1月分	2
平成27年3月	平成27年2月分	2
計		143

(H27年度)

年・月	調査月	督促件数
平成27年4月	平成27年3月分	2
平成27年5月	平成27年4月分	6
平成27年6月	平成27年5月分	0
平成27年7月	平成27年6月分	1
平成27年8月	平成27年7月分	2
平成27年9月	平成27年8月分	3
平成27年10月	平成27年9月分	3
平成27年11月	平成27年10月分	3
平成27年12月	平成27年11月分	3
平成28年1月	平成27年12月分	2
平成28年2月	平成28年1月分	2
平成28年3月	平成28年2月分	1
計		28

◎石油輸入調査

(H26年度)

年・月		督促件数
平成26年4月	平成26年3月分	6
平成26年5月	平成26年4月分	5
平成26年6月	平成26年5月分	6
平成26年7月	平成26年6月分	4
平成26年8月	平成26年7月分	4
平成26年9月	平成26年8月分	2
平成26年10月	平成26年9月分	1
平成26年11月	平成26年10月分	1
平成26年12月	平成26年11月分	1
平成27年1月	平成26年12月分	5
平成27年2月	平成27年1月分	2
平成27年3月	平成27年2月分	0
計		37

(H27年度)

年・月		督促件数
平成27年4月	平成27年3月分	1
平成27年5月	平成27年4月分	2
平成27年6月	平成27年5月分	3
平成27年7月	平成27年6月分	3
平成27年8月	平成27年7月分	3
平成27年9月	平成27年8月分	3
平成27年10月	平成27年9月分	4
平成27年11月	平成27年10月分	0
平成27年12月	平成27年11月分	0
平成28年1月	平成27年12月分	0
平成28年2月	平成28年1月分	0
平成28年3月	平成28年2月分	0
計		19

1. 石油製品需給動態統計調査(報告者への照会件数)

報告内容について、過去の報告値及び事業内容に対して問題ないか集計前に確認し疑問点については、報告者に問合せを実施している。

(1) 平成26年度

問合せ年月	統計資料	訂正した問合せ件数
平成26年4月	平成26年3月分	34
平成26年5月	平成26年4月分	30
平成26年6月	平成26年5月分	19
平成26年7月	平成26年6月分	18
平成26年8月	平成26年7月分	36
平成26年9月	平成26年8月分	17
平成26年10月	平成26年9月分	15
平成26年11月	平成26年10月分	11
平成26年12月	平成26年11月分	13
平成27年1月	平成26年12月分	17
平成27年2月	平成27年1月分	11
平成27年3月	平成27年2月分	12
合計		233
		平均19件/月

(2) 平成27年度

問合せ年月	調査月	訂正した問合せ件数
平成27年4月	平成27年3月分	26
平成27年5月	平成27年4月分	31
平成27年6月	平成27年5月分	15
平成27年7月	平成27年6月分	24
平成27年8月	平成27年7月分	15
平成27年9月	平成27年8月分	11
平成27年10月	平成27年9月分	11
平成27年11月	平成27年10月分	12
平成27年12月	平成27年11月分	18
平成28年1月	平成27年12月分	16
平成28年2月	平成28年1月分	10
平成28年3月	平成28年2月分	11
合計		200
		平均17件/月

備考

4月～5月に訂正の問合せ件数が多いのは、会社組織変更及び人事異動に伴う報告者の変更による経験不足が考えられる。

○報告者への督促は、月4～5件である。

2. 石油輸入調査

○問合せ件数は月4～5件あり、主に記載方法についての問合せ。

<集計側の主な照会例>

- ① 輸入調査と揚げ地(51号統計その4)の油種別数量の報告値が一致しない場合。
- ② ロス率が1%以上(1%以上は異常値として確認の基準にしている)の場合。
- ③ 輸入の油種に対し積出港が、通常と異なる場合や他国の港だったりした場合。
- ④ 積み日と揚げ日が常識的な日数よりかけ離れて長かったり、短いような場合。
- ⑤ その他(油名間違いや、その他記入ミスなど。)

3. 石油設備調査(平成26年度実施分)

【督促】提出期限以降に対象会社に対して提出督促を約46社に実施した。

【問合せ対応】記入要領について問合せが28件あり、電話及びFAX等にて対応し;